

令和6年第3回飯塚地区消防組合議会(臨時会)議案

議案番号	件名	ページ
8	令和6年度飯塚地区消防組合補正予算(第2号)	
9	飯塚地区消防組合と直方・鞍手広域市町村圏事務組合との間における消防指令に関する事務の委託に関する規約	1

飯塚地区消防組合と直方・鞍手広域市町村圏事務組合との間における消防指令に関する事務の委託に関する規約を次のとおり定める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

飯塚地区消防組合  
組合長 武 井 政 一

### 提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、直方・鞍手広域市町村圏事務組合から消防指令に関する事務を受託することについて、協議により規約を定めるにあたり、同条第 3 項において準用する同法 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるため、本案を提出するものである。

飯塚地区消防組合と直方・鞍手広域市町村圏事務組合との間における消防指令に関する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第 1 条 直方・鞍手広域市町村圏事務組合（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 252 条の 14 第 1 項の規定により、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を飯塚地区消防組合（以下「乙」という。）に委託する。

- （1）甲の管轄する区域における災害の受信、出動指令、無線統制及び情報収集伝達に関する事務
- （2）前号の事務に必要な消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムの整備に関する事務

（管理及び執行の方法）

第 2 条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第 3 条 甲は、委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）を負担し、これを乙に交付するものとする。

2 委託費の額及び交付の時期は、乙が甲と協議して定める。

3 乙は、前項の協議に当たって、委託費の積算根拠を明らかにした書類を甲に提出するものとする。

(予算の計上)

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(予算の処理)

第5条 乙は、各年度において、委託費の予算に残額が生じた場合は、法第235条の5に規定する各年度の出納閉鎖日までに甲に返還するものとする。

2 甲及び乙は、各年度において、委託費に不足が生じた場合は、その都度協議するものとする。

(決算の措置)

第6条 乙は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(連絡会議)

第7条 乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲と定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

2 連絡会議の運営に必要な事項は甲と乙が協議して別に定める。

(規定外の事項)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。ただし、第1条第1号の規定は甲と乙が協議して定める日から施行する。